

名護市教育委員会議事録

会議名	第 305 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 3 年 8 月 13 日 (金) 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所	名護市役所 第 1・2 会議室 (オンライン会議)		
出席者	教育長 委員 (教育長職務代理者) 委員 委員 委員	岸本 敏 孝 大城千代子 照屋 厚 大城 享 宮城 恵 次	教育次長 (教)総務課長 兼学校給食センター長 教育施設課長 学校教育課長 学校教育課主幹 文化スポーツ振興課長 地域協働係長 岸本 尚志 玉城 利和 仲田 宏悟 比 嘉 悟 神山 英輝 大城 智 吉田 純 ほか担当職員
欠席者			

1 議案

議案第 3 3 号 令和 3 年度名護市一般会計補正予算 (教育費予算 (補正第 6 号)) の要求
について

議案第 3 4 号 令和 3 年度 9 月人事異動について ※ 秘密会

報告第 9 号 令和 2 年度名護市学校給食センター決算の報告について

2 内容

・議案第 3 3 号 令和 3 年度名護市一般会計補正予算 (教育費予算 (補正第 6 号)) の要求
について

(教育施設課長より説明)

委員：補正額が高額になった理由はなにか。

教育施設課長：更新に関する施設については、防球ネットではなく新たにフェンスを検討しているため。費用的、利用的にフェンスが適正と判断し更新していく。

委員：名護市内において、他に危険性のある場所はないか。

教育施設課長：他にも危険性のある木製支柱はあったが所管課にて除去した。区が所有している木柱が他にもあるが、区と調整しながら撤去に向けて動いていきたい。

委員：木柱ネットに限らず、危険な箇所について各学校にヒアリングをして予め調査した方がよいのではないか。

教育施設課長：木柱の調査をする際に所管課と学校とでヒアリングを行ってはいるが、今後も危険箇所が無いか確認していきたい。

(学校教育課主幹より説明)

(学校教委課長より説明)

委員：遠隔学習というのは他県のものなのか、県内のものなのか、名護市内のものなのか。

学校教育課主幹：全て対象となっている。目的としてコロナ禍における臨時休業に伴い、授業や連絡を行うために WEB カメラと収音マイク、スピーカーをセットにし、各学校に1台ずつ配置する。また、コロナの状況が落ち着いた後も海外等との遠隔学習、交流学习が可能となる。

委員：企業版ふるさと納税とはなにか。

教育委員会総務課長：その名の通り企業がふるさと納税を行うということ。税制的な優遇がある納税方法で、これまでは優遇率が低くかったが、近年は1割の負担で10倍の事業を行うことができる。実質9割の税の優遇措置があるので、企業としても自治体に対して納税を行うことによって地域の活性化や地域の事業を行う有効な納税の制度。そのため民間企業から、企業版ふるさと納税を活用したいという申し出があり、所管課において多数事業者を募っている。多数の事業者が出てきたことにより教育委員会でも当事業が実施出来るのではないかとということで当制度を活用させて頂いている。

委員：個人のふるさと納税と企業版ふるさと納税との違いはあるのか。

教) 総務課長：企業版ふるさと納税については、各市町村の総合戦略の中で事業を詠いこんでいる場合には企業版ふるさと納税を活用できるという制度。優遇措置については、優遇率が近年かなりアップしており、9割程度の節税効果が望める事業となっている。

(地域力推進課地域協働係長より説明)

(文化スポーツ振興課長より説明)

委員：メインスタンドのみの解体で両サイドのスタンドは残すのか。

文化スポーツ振興課長：当初はメインスタンドのみを取り壊し、両側スタンドは補強回収予定だったが、今回の解体設計の現地調査において両側スタンドの空洞化、亀裂等が著しく激しいという部分で、一体的に全てのスタンドを取り壊す予定となっている。

委員：武道場の場所はどこになるのか。

文化スポーツ振興課長：武道場基本計画策定業務においては、名護市における武道の現状調査を行い、事例調査、名護市における武道振興に関する方向性を定め、武道整備基本計画で規模的な部分、どれだけの施設が必要を策定する業務となる。場所の選定についても関係団体との意見聴取、意見交換を行いその規模の適当地を選定することとなる。

委員：改修ではなく、新たな陸上競技場の計画はあるのか。

文化スポーツ振興課長：新たな陸上競技場の新設場所については、名護市公共施設等総合管理個別計画において、ここ10年で名護市陸上競技場は移転、建て替えを行う方針が打ち出されている。しかしながら、現時点において選定地は示されていない。今回の解体事業でもって10年間利用者が利用できるような施設を設置し、後半5年において新規の陸上競技場の検討がなされると考えている。

委員：武道場については単年度計画なのか。

文化スポーツ振興課長：令和3年度においては基本計画を策定する。予定としては、令和4年度には基本設計、実施設計という流れになり、令和5年度に整備工事を開始する予定。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第34号 令和3年度9月人事異動について ※ 秘密会

(教育委員会総務課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第9号 令和2年度名護市学校給食センター決算の報告について

(教育委員会総務課長兼学校給食センター長より説明)

委員：予算現額と調定額、収入未済額について改めて説明していただきたい。また、徴収率についてだが、未納は補助金を受けている児童生徒のものではなく教職員等における未納ということか。教育委員会総務課長兼学校給食センター長：予算額というものは通常、前年度編成する。その際は児童生徒数や教職員数を見込みで編成を行うため予算額の増減がある。予算成立後、新年度に入り予算執行する際には実際の児童生徒数や教職員数が把握しているため、徴収見込額が算出可能なため調定というものを起こす。予算はあくまでも概算的に組んだもので、調定額というものは実際の徴収すべき額という風にお考えいただきたい。調定額に対して払込分が収入済額となる。調定額から収入済額を差し引いた金額が収入未済額となる。収入未済額は単年度で750,000円、過年度分(平成24年度分以前)が6,000万円余りとなる。

学校給食係長：徴収率については99.78%となっており、金額としては750,000円の未納となっている。

委員：未納となっているのは教職員や給食センター職員ということか。

学校給食係長：そのとおり。決算の関係上、令和3年3月31日時点での未納額が750,000円だが、本日時点においては142,290円となっており50万円程度は徴収しているということ。

委員：無償化以前の未納額は徴収しているのか。

学校給食係長：実施している。

委員：過年度分と雑収入で、収入額が平成23年度以前と平成24年度以降で一まとめにできないのはなぜか。

教) 総務課長兼給食センター長：平成23年度以前のは、不能欠損処理という予算上の処理を行っている。しかし、債権としては残っており、収入があった際には雑入として受け入れている。元々はひとつの項目ではあったが不能欠損処理を行ったため、2つに分けている。

委員：決算報告書自体を現年度と過年度を分けることは可能か。

教) 総務課長兼給食センター長：令和2年度の収入としては実際支払って頂いている為、決算の中に含める必要がある。債権管理の中では分けて管理をしているが、お金の流れがあったという点では決算書の中に含めないといけない。単年度で示せるものがあるかも含めて今後の検討課題とさせていただきます。

名護市教育委員会会議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏孝

作成職員 仲原真